

第 105 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和 8 年 8 月 18 日（火） 9：00～11：00
場 所	滋賀県庁本館 4-A 会議室
出席委員	北根委員長、塩見副委員長、北谷委員、福谷委員

結果

該当期間の入札契約手続に問題は見られなかった。

議題 1 滋賀県入札監視委員会運営要領の改正について

事務局	事務局より滋賀県入札監視委員会運営要領の改正について説明 →委員からの意見等なし
-----	---

議題 2 滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続きの運用状況等の報告について

（令和 7 年 12 月～令和 8 年 3 月）

事務局	下記資料を事務局より説明 （資料 1）入札方式別発注工事総括表 （資料 2）入札方式別発注工事一覧表 （資料 3）入札参加停止等の運用状況一覧表 （資料 4）審議対象工事等一覧 （資料 5）滋賀県発注工事等落札率の推移 （資料 6）落札決定誤りの状況一覧表
委員	（資料 5）について、委託業務の平均落札率が約 80%となっているが労務費を削っているということか。
事務局	滋賀県の積算については国土交通省が示す算定式を採用しており、労務費は 100%計上することとなっている。建設工事と比較して委託業務については諸経費の割合が低いため、平均落札率に差が生じているところ。
委員	（資料 3）について、番号 2 から番号 5 は同一案件か。
事務局	同一案件。J R 東海の営業区域内にある特定跨線橋点検等業務において、J R 東海と今回入札参加停止措置を取った業者を含めた 5 者の間で円滑に業務が進むよう談合し、そのうちの一箇所が滋賀県内で行われていた。
委員	番号 1 および番号 2 から番号 5 についてはいずれも独占禁止法違反の事案であるが、措置要件の適用条項が異なっている理由はあるか。

事務局	番号 1 については県内の業務に関して独占禁止法違反があったため入札参加停止基準別表第 2 第 4 号を適用し、番号 2 から番号 5 については県発注等の業務に関して独占禁止法違反があったため同表第 5 号を適用している。
委員	資料 4 について、番号 286 番の案件で誤って失格の登録処理をされたとのことだが、今後システム改修で誤りが生じないような対策はできるのか。
事務局	システムの運用会社に問い合わせたところ、予定価格超過の業者を誤って失格処理をしないようにする仕様は標準的な仕様になく、滋賀県独自のカスタマイズをすれば可能となるかもしれないが、回答に時間を要するとのこと。
委員	他の自治体において、システムの運用会社に対して今回の事案と同じような処理を防ぐ仕様の要望などはないのか。また、登録の際にダブルチェックなどはしていなかったのか。
事務局	そのような要望はないと思われる。本件の担当者は、初めて入札執行を担当しており、所属としてのチェック体制が不十分であったと聞いている。今後はマニュアルの見直しや研修を通じて改善を検討しているところ。
委員	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

議題 3 抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

① 番号 55 【令和 7 年度第 K30-3 号 野洲川広域河川改修工事】

甲賀土木事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

② 番号 160 【令和 7 年度第 78 号 高島高校改修工事】

土木交通部 建築課 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員	設計金額が 3 千万円以上 6 千万円未満であるため公告の入札参加資格設定をしたとのことだが、工事規模の金額は資料のどこに記載があるのか。
発注機関	P23 の入札結果調書に予定価格の記載がある。
委員	設計金額と予定価格の違いは何か。
発注機関	設計金額は発注機関において必要経費を積算して算出したものであり、予定価格は設計金額に基づいて決裁権者が決定している。

委員長 事務局	資料において設計金額の説明がなかったので、記載をしていただきたい。 今後の資料がわかりやすいものとなるよう、設計金額の記載についても検討させていただきます。
委員	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

③ 番号 381【令和 8 年度第 HE20－1 号 東北部彦根南第二幹線管渠整備ほか現場技術業務委託】
北部流域下水道事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関 委員	（概要説明） 最低制限価格未満での失格が多いが、原因として考えられるものはあるか。 また、最低制限価格の上限などはあるか。
発注機関	最低制限価格は国土交通省の算定式に基づいて算出しているが、± 0.5 % の範囲で変動する係数がある。多くの業者が低い金額を想定して入札をしたところ、係数の数値が上振れしたために今回の結果となったと推察する。今回の案件はかなり珍しいものとする。
委員	本来であれば他の応札者と最低制限価格に近い金額で契約をできたところ、係数が上振れたために失格となっている。入札制度上やむを得ないと思うが、発注機関としてはどのように評価しているか。
発注機関 委員	そのような考えは理解しているが、やはり入札制度上やむを得ないところ。 予定価格は容易に推察できるものか。
発注機関 委員	算定式が公表されているため、積算能力の高い業者の再現性は高い。 手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

④ 番号 4【令和 7 年度第 140－3 号 穴太川補助通常砂防工事】
大津土木事務所 一般競争入札（簡易型）

発注機関 委員	（概要説明） 説明資料 P 45 で特別簡易型 I 型 A・B と記載があるが、今回の案件は特別簡易型 I 型 A を採用しているのか。
発注機関 委員	特別簡易型 I 型 A の若手・女性技術者チャレンジ型を採用している。 適用タイプの選定については誰が判断をして設定しているか。
事務局	総合評価審査委員会において審査の上設定をしている。
委員	事後的に若手技術者がどのように働いているかなどは評価をしているのか。
事務局	若手技術者の配置については報告を受けたり、業務内で随時確認をしている。
委員	多くの業者が加算点で満点を取っているが、今回のようなモデルを採用しないと女性技術者は活用されないのか。あまり優劣がつかないのではないのか。

事務局	基本的には満点が取れないと落札できないため、女性技術者を配置できない業者は応札を控えていると推察している。
委員	モデル工事とすることで若手女性技術者が起用されるということか。
事務局	そのように認識している。
委員	若手の少ない業界だが、若手が入りやすいのは企業規模の大きい会社であり、そのような企業ばかり落札できるのではないか。逆にシニア優位のモデルを採用することなども検討してほしい。（意見のため回答無し）
委員	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

⑤ 番号286【令和7年度第6号 国宝延暦寺根本中堂および重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理工事】
文化スポーツ部 文化財保護課 一般競争入札（簡易型）

発注機関	（概要説明）
委員	誤って失格処理をした点については、価格が公表されなかっただけで契約手続上は問題がないということか。
発注機関	ご認識のとおり。
委員	最低制限価格未満の場合入札金額が非公表となるが、予定価格超過の場合は公表されているが、意図して分けているのか。
事務局	公表要領に則り、公表の可否を判断している。
委員	発注機関として、誤った失格処理に対する再発防止策はあるか。
発注機関	開札時のチェックシートに失格の場合に関する項目を追加し、本事案について課内で共有をして再発防止に努めていく。
委員	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

⑥ 番号590【令和7年度第1号 競走水面波浪調査分析業務委託】

総務部 びわこボートレース局 随意契約

発注機関	（概要説明）
委員	評価点に足切りはないのか。
発注機関	公告において参加資格要件を設定しているが足切り点は定めていない。評価点は加点要素といった考え。
委員	特定した者の予定技術者の経験および能力が他者と比べて低いのはどうか。
発注機関	予定技術者の経験および能力について、一番ウェイトの高い「過去3年間に担当した同じ業種区分の業務成績」について、特定した者の成績はよくなかった。

委員	しかし、プロポーザル方式は他の入札方式よりも高い水準の参加資格要件を設定しているため、業務遂行に関しては十分な能力を有していると考ええる。
発注機関	特定テーマ1では高得点を取った業者が、特定テーマ2では低得点である場合も合計点が高い者が特定されるのか。
委員	ご認識のとおりであり、総合点数で判断をする。
発注機関	予定技術者の経験および能力が低い者の場合、成果のレベルが下がらないか。求める技術が特殊であり水準も高いものとなっている。技術提案への得点は加点であり、最低限の水準は公告に定める参加資格要件に満たしていると考えている。
委員	手続は適切と判断してよいか。
	→ 各委員了承

以 上